

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A組合に雇用され、B所在のC支店において営業・事務職に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日、D所在のホテルE（以下「本件ホテル」という。）で開催された○年度全役職員全体会議（以下「本件会議」という。）等に出席のため出張し、本件会議及びその後の懇親会（以下「本件懇親会」という。）に出席した後、本件ホテルの客室内で元上司とじゃれあっているうちに、相撲をとるような形となり、バランスを崩して元上司と共に頭から転倒して負傷（以下「本件事故」という。）したという。

請求人は、同日、F医療機関に受診し、「頸髄損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

#### (1) 本件事故に至るまでの経緯

請求人は、○年○月○日、午後○時から午後○時まで、本件ホテル○階で開催された本件会議に出席し、午後○時から本件ホテル○階で開催された本件懇親会に出席した後、午後○時○分頃、本件懇親会終了後に廊下で先輩のGから誘われたため、A組合が請求人の宿泊室として割り当てた本件ホテル○号室ではなく、Gの宿泊室として割り当てられた本件ホテル○号室へ行った。請求人は、午後○時○分頃、請求人が婚約したことを喜んでくれた元上司のHとじゃれあっているうちに相撲をとるような形になったが、Hが足を滑らせ仰向けに転倒したため、請求人もHに抱きかかえられたまま巻き込まれ、頭から転倒し、頸随を損傷した。

請求人は、上記第3の1(略)のとおり、本件事故が業務に起因して発生した旨を主張しているので、以下検討する。

#### (2) 本件事故についての業務遂行性

ア 請求人は、本件懇親会の終了後に、本件ホテル○号室において、元上司に組合Aの同僚との婚約を報告し、じゃれあっているうちに相撲をとるような形になったことが業務である旨の主張をしている。

イ しかしながら、組合Aは、理事、監事及び部長以上の役職員については、午後○時から2次会を予定していたが、支店長以下の職員については自由時間としていたこと、請求人が本件ホテル○号室へ行って元上司に婚約を報告することが請求人の業務を遂行するために必要不可欠なことであった事情を認めるに足る資料はないことに照らせば、本件事故についての業務遂行性は認

められない。

ウ また、請求人が本件ホテル〇号室へ行き、元上司に婚約を報告することは、出張中に当然又は通常行われる範囲内の私的行為ではなく、その範囲を超えた積極的私的行為であることに照らしても、本件事故は、業務遂行中に発生したものではないというべきである。

(3) 本件懇親会における飲酒を原因とする本件事故についての業務起因性の有無

ア 請求人が参加した本件懇親会は、本件会議に出席した組合Aの全役職員の参加が義務付けられており、組合Aが本件懇親会の費用を負担し、かつ、本件懇親会終了時刻から〇分後である午後〇時まで残業報告がなされていること、賃金台帳によれば、請求人に対し、〇年〇月分の給料・手当等として〇円の残業手当が支給されていることから、本件会議後に飲酒を伴う本件懇親会に参加することは業務であったと認めることができる。

イ ところで、請求人は、本件懇親会の参加数も多く、酒を注ぐと注ぎ返され、拒むこともできず通常に比べて飲酒量はかなり多かった旨申述しているが、本件懇親会終了後、先輩のGと共に、本件ホテル〇階からGの宿泊室である〇号室へ行き、元上司のHに婚約を報告し、抱き合っただれあうことができる程度の心身状態であったこと、組合Aは、本件懇親会参加者がいる組合Aの営業店に対し、「お酒の飲みすぎによるトラブルを起こさない等、マナーを守った組合Aの職員らしい行動を求める」伝達をしていること、本件懇親会中に請求人を見たC支店渉外担当のIは、「宴会時に遠くから何度か見たが普通に見えた。」と述べていることなどを総合すると、請求人が本件懇親会において業務上やむを得ず多量の飲酒をしなければならない状況にあったものと認めることはできない。

ウ したがって、本件事故は、本件懇親会に内在する危険性が発現したものでないことから、業務によるものであるということとはできない。

(4) 本件事故は、上記説示のとおり、積極的私的行為中に発生したものであって業務遂行性がなく、また、本件懇親会に内在する危険性が発現したものとはいえ、業務起因性もないことから、請求人の本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。